

寄附した年

□年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

記入例

記入日

提出日 令和 年 月 日
山形県 新庄市長 殿

整理番号 □

住所 (住民税が課税される住所) □

フリガナ 氏名 □

個人番号 □□□□□□□□□□□□□□□□

生年月日 □□□□□□

寄附日の翌年の1月1日現在の住民登録地をご記入ください

個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号)

特例控除対象寄附金 (以下「特例控除対象寄附金」という。) について、同法第7条第1項 (第8項) の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例 (以下「申告の特例」という。) の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項 (第13項) 各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金 (同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。) について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

忘れずにご記入ください

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ行うことができます。①及び②に該当する場合は、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項 (第8項) に規定する申告特例対象寄附者である

- (注) 地方税法附則第7条第1項 (第8項) に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条 (第1項ただし書を除く。) の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出 (当該申告書を提出しなかったことのみをみなされる確定申告書の提出を含む。) を要しない者

チェックを入れてください

② 地方税法附則第7条第2項 (第9項) に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項 (第9項) に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

チェックを入れてください

確認書類が無い場合は受付出来ません
忘れずに添付してください

①確定申告を行わないことの確認になります
※確定申告を行う場合は、ワンストップ特例申請はご利用いただけませんのでご注意ください

②寄附する自治体が5カ所以下であることの確認になります

下記書類が確認できるように、コピーして、貼

※重ならないように四隅をテープで貼ってください。

※確認書類の氏名・住所・生年月日・個人番号・性別を確認できる状態で貼り付けてください。

<p>① 個人番号確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面 ↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓ マイナンバー通知カード 【ご注意ください】通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。 個人番号が記載された住民票 <p>上記いずれかのコピー</p>	<p>② 本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード(表面) 運転免許証 ・ パスポート 身体障害者手帳(カード型) 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳(カード型) ・ 在留カード 特別永住者証明書 <p>上記いずれかの顔写真付き書類のコピー</p> <p>※上記をお持ちでない場合は、別紙説明書をご確認の上、必要書類をコピーして貼り付けてください。</p>
---	--

※寄附をした年の 翌年1月10日(必着)まで にご提出ください。

第五十の五様式 (附則第二条の四関係)